

(第81号議案)

(第82号議案)

中野区国民健康保険条例及び中野区介護保険条例の一部改正について

1 改正主旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号 以下「法」という。)等の施行に伴い、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部が改正されたため、国民健康保険並びに介護保険の届書及び申請書等の記載事項に個人番号を追加する改正を行う。

2 改正内容

- (1) 国民健康保険料及び介護保険料の徴収猶予に係る申請書の記載事項に個人番号(法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を加える。(中野区国民健康保険条例第23条第2項第1号、中野区介護保険条例第23条第2項第1号)
- (2) 国民健康保険料及び介護保険料の減免に係る申請書及び特例対象被保険者等に係る届書の記載事項に個人番号を加える。(中野区国民健康保険条例第24条第2項第1号、第24条の4第1項第1号、中野区介護保険条例第24条第2項第1号及び第4項第1号)
- (3) 介護保険料の延滞金の減免に係る申請書の記載事項に個人番号を加える。(中野区介護保険条例第22条第2項第1号)

3 その他資料(別紙)

中野区国民健康保険条例新旧対照表 中野区介護保険条例新旧対照表

4 実施時期

平成28年(2016年)1月1日から施行する。

中野区国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第14条～第22条の2（略）</p> <p>（徴収猶予）</p> <p>第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限つて徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>（保険料の減免）</p> <p>第24条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名、住所及び個人番号</u></p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>第24条の2・第24条の3（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第14条～第22条の2（略）</p> <p>（徴収猶予）</p> <p>第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限つて徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>（保険料の減免）</p> <p>第24条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第24条の2・第24条の3（略）</p>

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の4 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び個人番号
- (2) 特例対象被保険者等の氏名及び個人番号
- (3)・(4) (略)

2 (略)

第7章・第8章 (略)

附 則 (略)

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の4 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を区長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3)・(4) (略)

2 (略)

第7章・第8章 (略)

附 則 (略)

中野区介護保険条例（平成12年中野区条例第29号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次（略）</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 保険料</p> <p>第15条～第21条（略）</p> <p>（延滞金の減免）</p> <p>第22条 区長は、次の各号のいずれかに該当する 場合において、納付義務者が納期限までに保険料 を納付しなかったことについてやむを得ない理由 があると認めるときは、当該納付義務者の申請に より、前条に規定する延滞金を減免することがで きる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>2 前項の申請をする者は、延滞金の減免を受けよ うとする理由を証明する書類を添付して、次に掲 げる事項を記載した申請書を区長に提出しなけれ ばならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏 名、<u>住所及び個人番号（行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律（平成25年法律第27号）第2条第5項 に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>（保険料の徴収猶予）</p> <p>第23条 区長は、前条第1項各号のいずれかに該 当する場合において、第1号被保険者に係る納付 義務者又は特別徴収対象被保険者が納付すべき保 険料の全部又は一部を一時に納付することができ ないと認めるときは、当該納付義務者又は当該特 別徴収対象被保険者の申請により、その納付する ことができないと認める金額を限度として、6箇 月以内の期間を限って保険料の徴収を猶予するこ とができる。</p> <p>2 前項の申請をする者は、徴収の猶予を必要とす る理由を証明する書類を添付して、次に掲げる事 項を記載した申請書を区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏 名、<u>住所及び個人番号</u></p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 保険料</p> <p>第15条～第21条（略）</p> <p>（延滞金の減免）</p> <p>第22条 区長は、次の各号のいずれかに該当する 場合において、納付義務者が納期限までに保険料 を納付しなかったことについてやむを得ない理由 があると認めるときは、当該納付義務者の申請に より、前条に規定する延滞金を減免することがで きる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>2 前項の申請をする者は、延滞金の減免を受けよ うとする理由を証明する書類を添付して、次に掲 げる事項を記載した申請書を区長に提出しなけれ ばならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名 及び住所</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>（保険料の徴収猶予）</p> <p>第23条 区長は、前条第1項各号のいずれかに該 当する場合において、第1号被保険者に係る納付 義務者又は特別徴収対象被保険者が納付すべき保 険料の全部又は一部を一時に納付することができ ないと認めるときは、当該納付義務者又は当該特 別徴収対象被保険者の申請により、その納付する ことができないと認める金額を限度として、6箇 月以内の期間を限って保険料の徴収を猶予するこ とができる。</p> <p>2 前項の申請をする者は、徴収の猶予を必要とす る理由を証明する書類を添付して、次に掲げる事 項を記載した申請書を区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名 及び住所</p>

(2)・(3) (略)

(保険料の減免)

第24条 区長は、第22条第1項各号のいずれかに該当する場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、第1号被保険者に係る納付義務者又は特別徴収対象被保険者の申請により、保険料を減免することができる。

2 前項の申請をする者は、保険料の減免を受けようとする理由を証明すべき書類を添付し、次に掲げる事項を記載した申請書を区長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名、住所及び個人番号

(2)・(3) (略)

3 区長は、第1項に規定する場合のほか、第1号被保険者に係る納付義務者又は特別徴収対象被保険者の申請により、当該納付義務者又は特別徴収対象被保険者が生活に困窮していることにより当該申請日の属する年度（以下「現年度」という。）に賦課された保険料の納付が困難であると認めるときは、当該保険料を減額することができる。ただし、第1号被保険者の資格の取得が前年度の3月であるときは、当該月分の保険料を現年度に賦課された保険料とみなして減額することができる。

4 前項の申請をする者は、保険料の減額を受けようとする理由を証明すべき書類を添付し、次に掲げる事項を記載した申請書を区長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者の氏名、住所及び個人番号

(2) (略)

5 (略)

第25条 (略)

第8章・第9章 (略)

附則 (略)

別表 (略)

附則この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(2)・(3) (略)

(保険料の減免)

第24条 区長は、第22条第1項各号のいずれかに該当する場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、第1号被保険者に係る納付義務者又は特別徴収対象被保険者の申請により、保険料を減免することができる。

2 前項の申請をする者は、保険料の減免を受けようとする理由を証明すべき書類を添付し、次に掲げる事項を記載した申請書を区長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

(2)・(3) (略)

3 区長は、第1項に規定する場合のほか、第1号被保険者に係る納付義務者又は特別徴収対象被保険者の申請により、当該納付義務者又は特別徴収対象被保険者が生活に困窮していることにより当該申請日の属する年度（以下「現年度」という。）に賦課された保険料の納付が困難であると認めるときは、当該保険料を減額することができる。ただし、第1号被保険者の資格の取得が前年度の3月であるときは、当該月分の保険料を現年度に賦課された保険料とみなして減額することができる。

4 前項の申請をする者は、保険料の減額を受けようとする理由を証明すべき書類を添付し、次に掲げる事項を記載した申請書を区長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者の氏名及び住所

(2) (略)

5 (略)

第22条～第25条 (略)

第8章・第9章 (略)

附則 (略)

別表 (略)